

Q1 労働時間とは?

A1 使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間になります。

Q2 労働時間に当たるか否かの判断基準とは?

A2 労働契約等の定めにかかわらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否かにより、客観的に定まります。

Q3 客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれているか否かとは?

A3 労働者の行為が使用者から義務付けられ、またはこれを余儀なくされていたといった状況の有無等から、個別具体的に判断されます。

Q4 黙示の指示とは?

A4 使用者が労働者に対し、具体的に指示した仕事が正規の勤務時間内ではなされないと認められるような場合には、「黙示の労働時間」として認められることがあります。

例えば… これは労働時間?!

- ◇使用者から着用を義務付けられた服装に着替える時間
- ◇業務終了後の後片付け、清掃の時間
- ◇使用者の指示があったらすぐに業務に従事しなければならない状態で待機している時間（手待ち時間）
- ◇参加が業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講時間
- ◇使用者の指示による業務に必要な学習等の時間
- ◇昼休みの電話当番、会社の出張時に車を運転している時間



全て労働時間になります

Q5 労働時間の把握の仕方とは?

A5 【原則】

- タイムカードやICカード、パソコンの使用時間の記録など、客観的な記録による方法
- 経営者自らが労働者の始業と終業を確認して記録する方法



【例外】

- 直行・直帰などで、原則の方法が取り得ない場合は、自己申告によることができます。

労働時間の把握 やってはいけない例

- ✖出勤簿に押印や出欠のみ記載
- ✖事後報告
(まとめて数日分を報告)
- ✖過少申告

Q6 タイムカードは、会社に入った時に押す? それとも仕事を始める時に押す?

A6 実際に仕事を始める時、仕事が終わった時に打刻をします。

Q7 労働時間は15分単位とし、15分未満は切り捨ててよい?

A7 労働時間は、1分単位で把握しなければなりません。切り捨てることは労働基準法違反となり得ます。

すかいらーく5分未満切り捨ての賃金支払いのNEWSを見て、どう感じましたか?!

Q8 割増賃金の計算の端数はどうするの?

A8 1日の労働時間の集計で分単位の端数の切り上げは認められますが、切り捨てることは出来ません。ただし、時間外労働の場合は事務手続きの簡便化上、1か月の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは労働基準法違反として取り扱わないこととなっています。

☑ご不明な点等は、当事務所へお問い合わせください。

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

- *労働保険料の申告納付：7月11日(月)までです。忘れずに納付をお願い致します。
- *算定基礎届：4月5月6月に支払われた給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し(算定基礎届)を行います。出勤簿(時給者・日給者)・賃金台帳の確認が必要となりますのでご協力をお願い致します。
- *賞与支払届：賞与を支給した場合には、年金事務所への届出が必要です。将来受給する年金額の計算の基礎となるものです。適切な処理をお願い致します。
- *新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置及び小学校休業等対応助成金・支援金制度について、9月末まで3カ月間延長されています。

自然との共生

「山歩きをしたい…」と思い、那須連山を歩き始めてから25年が経過しました。登山家になるわけでもないので、趣味として今日まで好きな所を歩いてきました。自然は誰にでも平等です。だからこそ心が安らぐのでしょうか。



秋には紅葉の名所となる八丁出島

アカヤシオ

日光を歩き始めたのは「半月山」からでした。先日、25年前の若い時のことを思い出しながら歩いてきました。

中禅寺湖畔から眺める日光白根山

半月山から男体山と中禅寺湖

私のひとこと

～賃金切り捨てによる未払い賃金問題(すかいらーくホールディングス)～
 このような賃金の未払い問題については、似たような内容で、過去に何度もニュースなどで取り上げられてきました。
 本事案は、すかいらーくホールディングスが、従業員の労働時間の計算に於いて5分未満の端数を切り捨てていたことに対し、労働組合から是正を求められ、同社が1分単位で賃金を計算し直し、過去2年分の未払い賃金を支払うこととなりました。総額で16億～17億円。労働基準法第24条の問題です。終業時刻が17時の場合、17時03分まで業務を行ったら、3分の賃金の支払いが必要ということです。是正を求めた労働者は、「1分だろうと1秒だろうと、汗水たらして働いて稼いだお金に変わりはない。切り捨てるのは許されない」と訴えています。確かに、この労働者の言葉は、間違っていない。
 私達経営者は、この事実をしっかり受け止め、今後の労務管理を見直し、今まで以上に人材育成に力を注いで行くことが必要だと感じました。
 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

